

司法揺れる稼働原発

差し止め判断割れる

日本原子力発電東海第2原発の運転差し止め訴訟で、差し止めを命じた水戸地裁判決は、実効性のある避難計画の策定という新たな課題を突きつけた。他の原発の再稼働や原子力政策に影響を与える可能性もある。一方、四国電力伊方原発では広島高裁が一転、運転を認める決定を出し、揺れる司法判断を示す格好となった。



避難の実効性求める

東海第2

「防災体制は極めて不十分で安全性に欠ける」。水戸地裁判決は30²圏内に94万人が住む東海第2原発で事故が起きた場合の住民避難の実効性に懸念を示した。

国際原子力機関（IAE）

A)は原子力施設の安全を確保するため安全対策を5段階にレベル分けした「深層防護」の考え方を採用し、日本でも原子力事業者に求めている。このうち地震や津波などへの安全対策や事故の拡大防止などを求める第1〜4層は原子力規制委員会の審査対象で、東海第2は2018年に審査をク

リアした。地裁は規制委の審査について「具体的審査基準に不合理な点があると認められない」と妥当性を認めた。

一方、住民の被ばくを防ぐための第5層に含まれる避難計画は規制委の審査対象ではなく、作成主体は自治体。水戸地裁は避難計画も規制委の審査と同様に大地震や大津波、火山の噴火などを想定して「実現可能な避難計画が策定され、実行できる体制が整備されていないならばならない」と指摘した。

事故時に即時避難となる5²圏の予防防護措置区域（PAZ）には約6万4000人、5〜30²圏の緊急防護措置区域（UPZ）には約87万4000人が居住する。地裁は一斉避難と自主避難が重なった場合、避

難道路に重度の渋滞が発生することを懸念し、「人口密集地帯の原子力災害における避難が容易でないことは明らか」として合理的な避難経路の確立と周知が不可欠とした。避難計画を策定している自治体は30²圏内の14市町村のうち5市町にとどまり、それらの計画でも複数の避難経路が想定されていないことを指摘し、「人格権侵害の具体的な危険がある」と判断した。さらに規制委が、原子炉から一定の範囲を低人口地帯とする立地審査指針を採用していないことにも言及し「現行では人口密集地帯で実効的な避難計画を策定できるのか疑問」と踏み込んだ判断を示した。

など安全対策そのものに関しては過誤はないと評価したため、規制庁幹部は「規制行政への影響はないのではないか」と語った。原電によると、東海第2では防潮堤の建設など大規模な安全対策工事が進められており、完了は22年12月の見込み。その上、再稼働には地元同意を得る必要があるが、原電は再稼働の時期を示していない。水戸地裁の判決で、その時期はさらに見通せなくなった。

原子力防災に詳しい東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）は「避難問題を判決の基軸に置いたことは正しい。判決は実行可能な避難計画を立てない」と再稼働できないことを示す良い例になった。原子力災害に対する安全性を担保するため、避難計画も規制委の審査対象に入れるべきだ。規制委も踏み込んで審査する必要がある」と指摘した。

原電の安全対策に詳しい東京工業大の奈良直樹特任教授（原子炉工学）は「避難計画が再稼働の条件とされた。判決を覆すには原電が避難計画も含め、何らかの対応を取らないといけないと解釈できる」との見解を示した。

【鳥井真平、小林杏花、荒木涼子、柳楽未来】



日本原子力発電の東海第2原発(中央) 一茨城県東海村で18日、本社ヘリから